

瀬戸市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号。以下「条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システムに関する必要事項を定め、適切な設置と継続的な維持管理の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。） 生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を下水道へ排除する機器の総体をいう。
- (2) 申請者 システムについて、条例第4条に規定する確認を受けようとする者をいう。
- (3) 使用者 システムを使用する者をいう。
- (4) 管理組合等 集合住宅等において、第5条に規定するシステムの維持管理を使用者に代わって行う者をいう。
- (5) メーカー システムを製造する者をいう。
- (6) 販売店 システムを販売する者をいう。

(設置機種)

第3条 設置するシステムは、公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)」に基づき下水道協会の製品認証を受けたものでなければならない。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 申請者は、瀬戸市下水道条例施行規則第3条第1項に規定する排水設備新設（増設、改築）計画確認申請書に、ディスポーザ排水処理システム設置計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）及び別表に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(維持管理)

第5条 使用者又は管理組合等は、設置したシステムの性能を保持するため、計画書に基づき適正に維持管理しなければならない。

- 2 使用者又は管理組合等は、システムの維持管理に関して市長の指示に従わなければならない。
- 3 使用者又は管理組合等は、システムの使用にあたり公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(資料の保管及び提出)

第6条 使用者又は管理組合等は、設置したシステムについての維持管理に関する資料等を保管しなければならない。

2 使用者又は管理組合等は、システムの適正な維持管理を確認するため、市長が前項の資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(使用者又は管理組合等の義務の継承)

第7条 システムの設置された建築物等の譲渡、貸付等（以下「譲渡等」という。）があった場合、譲渡等を受けた者は、この要綱で定める使用者又は管理組合等の義務を継承する。

(メーカー及び販売店の役割)

第8条 メーカー及び販売店は、市長が行う維持管理に関する指導に協力しなければならない。

2 メーカー及び販売店は、システムの維持管理について、専門の維持管理業者等との契約の上、継続的な維持管理が必要であることを申請者又は使用者に教示し、理解を得なければならない。

3 メーカー及び販売店は、システム設置後の管理体制を把握するとともに、申請者及び使用者と共に適正な維持管理が行われるよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 一般事項に関する書類

- (1) 適合評価書（写）
- (2) 設置場所位置図
- (3) 建築物配置図
- (4) 工程表
- (5) 排水設備設計図（建築平面図、給排水施設図）

2 仕様書

- (1) ディスポーザ（粉碎装置）
- (2) 排水処理槽
- (3) 能力算定根拠（排水処理槽の処理能力に関するもの）

3 維持管理計画に関する書類

- (1) 維持管理体制
- (2) 処理水質基準
- (3) 点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）及び頻度

4 その他

維持管理業務委託契約書（写）又は維持管理業務委託契約確約書（第2号様式）

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

ディスポーザ排水処理システム設置計画書

（宛先）瀬戸市長

申請者 住所

氏名

印

（法人は名称及び代表者名）

電話（ ） ー

ディスポーザ排水処理システムの設置について、次のとおり計画します。

設置場所	瀬戸市	
使用者	住所	
	氏名	
建築物の種類	一般住宅・集合住宅・事業所等・その他（ ）	
メーカー名		
品名		
着工予定年月日	年	月 日
完工予定年月日	年	月 日
設置施工業者		
維持管理業者		
指定工事店		

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

維持管理業務委託契約確約書

（宛先）瀬戸市長

申請者 住所

氏名

印

（法人は名称及び代表者氏名）

ディスポーザ排水処理システムに係る排水設備計画書の提出に当たり、現時点では、維持管理業務委託契約が締結できておりません。

上記の契約を締結次第、速やかに契約書の写しを提出します。契約締結までの間は、申請者が責任を持って維持管理を行うことを確約します。

1 設置場所：

2 担当者及び連絡先：